

豊中市公共交通利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の交通利便性の確保とモビリティ・マネジメント推進に向け、市域に密着した交通を担う旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して、公共交通利用促進に要する運行経費として豊中市公共交通利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市は、公共交通の利用促進のために、事業者が運営する公共交通に係る乗車券が添付された啓発用配付物（以下「配付物」という。）を配付し、乗車券の使用数に応じて、その運行経費を交付する。

2 事業者は、配付物を自ら作成し、使用された乗車券の実数を集計する。

(補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者は、市内に路線を有する路線バス事業者のうち、別表第1に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(補助の対象)

第4条 補助金の対象となる費用は、公共交通の利用促進に係る経費で区間運賃に、配付物に添付された乗車券の実使用数を乗じた金額のうち、別途市と協議の上定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する費用のうち、予算の範囲内で市長が認める額とする。

(交付の申込み)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、第2条に規定する事業を開始する前までに、補助金交付申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の交付申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 配付物の見本

(2) その他市長が必要と認める書類

3 申込みに要した書類は返却しないものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市は、前条の交付申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定するものとする。

2 市は、前項の交付決定のために補助対象者に必要な資料の提出を求めることができる。

3 市は、第1項の交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を補助対象者に対し補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申込みの取り下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該申込みを取り下げることができる。

2 前項の規定により申込みを取り下げることができる期間は、前条の規定による通知があった日から起算して30日以内とし、取り下げをしようとする補助対象者は、補助金交付申込取下届出書(様式第3号)により、市に届け出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けたとき
- (2) 第3条に規定する対象者に該当しないことが判明したとき
- (3) この要綱に従わないとき
- (4) その他不相当と認められる事実があったとき

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第11条 前条の規定により補助金の返還を命じられた場合の加算金及び延滞金については、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号)の例による。

(実績報告及び請求)

第12条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書兼請求書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて市に提出しなければならない。

- (1) 利用実績が確認できる書類

(2)その他市長が必要と認める書類

2 市は、前項の請求があった場合は、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(調査等)

第13条 市長は、この要綱の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、この要綱に関する調査等を実施することとし、補助対象者はその調査等に応じなければならない。

(協力義務)

第14条 補助対象者は、次の各号に掲げる事項に関して、市長から協力要請があった場合は、情報提供等に応じなければならない。

(1)申込者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要がある場合、大阪府警察に照会する際に必要な情報について提供すること。

(2)その他市長が特に必要と認める事項

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象者	備考
<p>一 市民税の滞納をしていないこと。</p> <p>二 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者</p> <p>ロ 法人にあっては罰金の刑，個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者</p> <p>ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け，その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者</p>	

様式第1号

豊中市公共交通利用促進事業補助金申込書

令和 年(年) 月 日

豊中市長 様

事業者名

住所

代表者名

下記のとおり、豊中市公共交通利用促進事業補助金について、交付申込みします。

1. 配付期間 令和 年(年) 月 日～令和 年(年) 月 日
2. 利用期限 令和 年(年) 月 日まで
3. 交付申込額 円×実使用枚数
4. 配付予定枚数 枚
5. その他

様式第2号

豊基交第 号

豊中市公共交通利用促進事業補助金交付決定通知書

令和 年(年) 月 日

事業者名 様

豊中市長 長内 繁樹

令和 年(年) 月 日付で交付申込みのあった豊中市公共交通利用促進事業補助金については、下記のとおり決定しましたので豊中市公共交通利用促進事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

交付条件

豊中市公共交通利用促進事業補助金交付要綱に従うこと。

様式第3号

豊中市公共交通利用促進事業補助金交付申込取下届出書

令和 年(年) 月 日

豊中市長 様

事業者名

住所

代表者名

令和 年(年) 月 日付豊基交第 号において交付決定を受けた豊中市公共交通利用促進事業補助金について、下記の事項に不服があるので、豊中市公共交通利用促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により交付申込みを取り下げます。

記

1. 不服のある交付決定内容又は交付の決定に付された条件

2. その理由

様式第4号

豊中市公共交通利用促進事業補助金実績報告書兼請求書

令和 年(年) 月 日

豊中市長 様

豊中市公共交通利用促進事業補助金の利用実績が下記のとおり確定しましたので、豊中市公共交通利用促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により報告します。また、交付決定後は交付決定額を下記の口座に振り込んでください。

事業者名
住所
代表者名 印

1. 申請要件の情報

補助金の額	円
利用済み 乗車券枚数	枚
利用期間	令和 年(年) 月 日～令和 年(年) 月 日

2. 補助金振込口座に関する情報

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
預金種目	1.普通 2.当座	口座番号	
フリガナ			
振込先名義 (※)			

添付書類 利用実績が確認できる書類